

# 月刊 登記情報

624 2013年11月号  
53巻/11号

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

## 法窓一言 大規模災害と地図 小宮山秀史

### 会長就任特別論考

土地家屋調査士の筆界情報の蓄積と活用を  
—リユース、リサイクルと日々の情報集積で地図を作ろう— 林 千年

### 組織内司法書士の現状と課題

～日本組織内司法書士協会の設立にあたって～ 堀江泰夫

**新連載** 合同会社の登記Q&A (1) 神崎満治郎

**新連載** 抵当権の実務Q&A (1) 青山 修

〔ダイジェスト版〕商業登記法コンメンタール(10・完) 北詰健太郎

## 登記実務からの考察

〔商業・法人登記〕兼任禁止違反と登記の抹消 酒井恒雄

### 司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第11回 株主総会を開催します 初瀬智彦/小口文隆/浦田 融

### 〈第15回・完〉実践コンプライアンス入門講座

～コンプライアンス経営とは何か 大塚和成

### 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第37回)

競合する差押えが取り下げられた場合の供託手続について 住羽地浩史

坂道をゆく〔第11回〕鮫河橋坂 小林昭彦

最近の土地境界確定判決を散策する(第25回) 山口智啓

逐条解説不動産登記事務取扱手続準則(26) 藤本悠介

### 成年後見人ノート

## 商業登記掲示板

### 泣き笑い千例集

#### 判決速報

- 1 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが仮に弁護士法72条に違反するとしても、司法書士に不法行為の要件としての故意・過失を認めることはできないとされた事例
- 2 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが仮に弁護士法72条に違反するとしても、債権者が利息債権の放棄により利息の支払を受けられなくなったこととの間に相当因果関係を認めることができるとされた事例
- 3 司法書士が総額140万円を超える債務について債務者を代理して債権者と利息債権の放棄を含む債務弁済契約を成立させたことが弁護士法72条に違反するとして、債権者が司法書士に対し損害賠償請求訴訟を提起しても、不法行為に当たらないとされた事例(広島高判平24・9・28)

# 〔ダイジェスト版〕 商業登記法コンメンタール(10・完)

司法書士 北詰健太郎

## 第4章 雑則

### 第142条 (審査請求)

登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長の長に審査請求をすることができる。

#### 〔本条の概要〕

本条は、審査請求について規定したものである。

行政処分である登記申請の却下などの登記官の処分について、不当とする者は審査請求をすることができることについて定めている。

#### 〔解説〕

##### 1 審査請求の対象

審査請求の対象となる登記官の処分としては、i) 登記申請を受け付けし登記をしたこと、ii) 登記申請の却下、iii) 登記申請の不備の補正を命じたこと、iv) 職権による登記の抹消、v) 登記事項証明書等の交付請求の却下、vi) 登記簿の附属書類の閲覧請求の却下など、登記官のしたすべての処分が該当する。

登記をした処分についての審査請求は、登記官が職権で登記の更正又は抹消をすることが可能な場合に限り行うことができる(商業登記法(以下、「法」という。)133条2項・135条～138条)。登記をした処分に対する審査請求に理由があると認められても、登記官が職権で登記の

更正又は抹消ができなければ、当該審査請求の目的を達成することができないためである(注1、2)。

したがって、登記官が添付書面や申請方式の不備などを見過ごして登記をしてしまった場合には、審査請求をすることはできない。また、実体関係が存在しないにも関わらず、虚偽の登記申請や添付書面によって登記がされた場合も同様である。

##### 2 審査請求権者

審査請求をすることができる者は、登記官の処分を不当とする者であって、審査請求をすることについて、法律上の利益を有する者である。本条及び行政不服審査法(以下、「行政不」という。)には、特に規定はなされていないが、審査請求の制度は、違法な行政処分に対する救済制度であることから、登記官の処分についての法律上の利益を有しない者にまで、審査請求を認める必要はなく、仮に審査請求がなされた場合であっても却下される(行政不40条1項)。

申請どおりにされた登記が不適法な場合には、登記を申請した者は、更正又は抹消の登記を申請し登記を適法なものとするができることから、審査請求について法律上の利益を有しない。しかし更正又は抹消の登記申請が却下された場合には、その却下処分について審査請求をすることができる(注3)。

(注1) 大決大13・11・14民集3巻11号499頁

(注2) 最判昭60・2・21判時1149号91頁

(注3) 東京地決大13・4・10新聞2269号17頁

登記官の処分が、登記申請の却下、登記事項証明書等の交付又は登記簿の附属書類の閲覧請求の却下である場合には、当該申請人のみが審査請求について法律上の利益を有することになる。

### 3 審査庁

登記官の処分に関する審査請求は、処分を行った登記官が所属する監督法務局又は地方法務局長（以下、「法務局長」という。）に対し、行わなければならない。

登記申請の受付、登記申請の却下などの処分は、登記官に固有に与えられた権限により行われており、本来、上級行政庁を観念し難いが、登記官を指定する法務局長が、登記官の処分に対する審査請求について対応をすることになる（法務省設置法18条、法務局及び地方法務局組織規則32条、法4条）。

管轄外の登記所への本店移転の場合、旧本店所在地の登記所で旧本店所在地の登記申請及び新本店所在地の登記申請の両方が却下されたときは、旧本店所在地の登記所の法務局長に審査請求をすることになる（法51条・52条）。一方、新本店所在地の登記所において新本店所在地の登記申請が却下されたときは、新本店所在地の法務局長に審査請求をすることになる。この場合、旧本店所在地の登記申請は却下されたものとみなされるが、却下の処分がされたのは、新本店所在地の登記所であるため、旧本店所在地の法務局長に審査請求をすることはできない（法52条5項）。

別の登記所の管轄に属する会社同士の合併や会社分割の場合、存続会社等の本店所在地を管轄する登記所で、存続会社等の本店所在地における変更等の登記及び消滅会社等の本店所在地における解散等の登記申請の両方又はいずれか一方が却下されたときは、存続会社等の本店所在地を管轄する登記所の法務局長に審査請求す

ることになる（法82条・83条・87条・88条）。一方、消滅会社等の本店所在地を管轄する登記所において、解散等の登記が却下された場合には、消滅会社等の本店所在地を管轄する登記所の法務局長に審査請求をすることになる。なお、株式交換又は株式移転の場合においても同様である（法91条・92条）。

#### [関連法令等]

[法] 4（登記官）・51（本店移転の登記）・52・82・83・87・88・91（同時申請）・92・133・135（職権抹消）・136・137・138・143・144（審査請求事件の処理）・145・146

[行政不] 4（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）・5（処分についての審査請求）・40（裁決）

[法務省設置法] 18（法務局及び地方法務局）

[法務局及び地方法務局組織規則] 32（法務局長の指揮監督権）

#### [参考文献]

寛康生＝神崎満治郎＝立花宣男編代『全訂詳解 商業登記 上巻』333頁～348頁（2012年第2刷、金融財政事情研究会）

神崎満治郎＝鈴木龍介＝土井万二『商業登記全書第1巻 商業登記総論・個人商人』226頁～232頁（2007年、中央経済社）

登記研究編集室編『商業登記書式精義（全訂第5版）上巻』54頁（2012年、テイハン）

#### 第146条

第四百二十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

### [本条の概要]

本条は、法務局長が審査請求に理由があると認められた場合の処理について規定したものである。

法務局長は、審査請求に理由があると判断したときには、登記官に相当の処分を命じ、審査請求人等に通知しなければならないことを定めている。

### [解説]

審査請求事件の送付を受けた法務局長は、事件を審理し裁決を行う。審査請求に対する審理についても、一部を除き行政不服審査法の適用があり、次の手順で行われる。

#### 1 適法性の審査

審査請求自体が、所定の様式の使用や必要書類の添付があるか、審査請求権者からの審査請求がされているかなどを審査する。不適法な場合でも、補正をすることができる場合には、法務局長は、相当の期間を定めて審査請求者に補正を命じなければならない（行政不21条）。

#### 2 書面審査

登記官の処分に対する審査請求の審理は、書面で行われる（行政不25条1項）。行政不服審査法には、審査請求人等の申立てによる意見陳述の規定があるが、登記官の処分が書面審査で行われるため、当該規定の適用はない（法147、行政不25条1項ただし書）。

#### 3 審査資料等

登記申請の却下処分又は登記をしたことの処分に対する審査請求については、登記官が登記簿、登記申請書及びその添付書類のみを資料として処分を行っていることから、審査請求もそれらのみを資料として審理される。行政不服審査法には、証拠書類又は証拠物の提出（行政不26条）や参考人の陳述（行政不27条）の規定があり、登記官の処分に対する審査請求においても特に適用が排除されていないが、添付書類を添付したのに添付がないとして却下された場合や、印紙を貼付したにも関わらず貼付していな

いものとして却下された場合など、その事実の有無が審査のために必要な場合を除き、当該規定は適用されないものと解される。

#### 4 裁決

法務局長は、審査請求の審理を経た上で、裁決を行う。裁決を行う場合には、審査請求の内容に特に問題があるときには、法務局長は法務省民事局に内議する（商業登記等事務取扱手続準則（以下、「準」という。）73条1項）。

裁決には、i) 審査請求が不適法な場合の却下、ii) 審査請求に理由がない場合の棄却、iii) 審査請求が適法かつ理由がある場合の登記官に相当の処分を命ずる命令とがある。

登記官に命ずる相当の処分については、審査請求の対象が登記申請の却下処分の場合には登記官の却下処分を取り消すことなく直ちに登記すべきことを命じ、登記をした処分の場合には職権抹消（法135条～138条）の規定によらずに直ちに登記の抹消登記を命じ、登記事項証明書等の交付又は登記簿の附属書類の閲覧の請求の却下処分の場合には登記事項証明書等の交付又は閲覧に応じることを命じることになる。裁決に基づく命令によって登記をする場合には、命令をした法務局長、命令年月日、命令により登記する旨を登記簿に記録しなければならない（商業登記規則（以下、「規」という。）109条）。

法務局長は、登記官に相当の処分を命じたときには、その旨を審査請求人のほか、抹消されることとなった登記をした者等の法律上利害関係を有する者に通知しなければならない。裁決は、審査請求人に裁決書の謄本が送達されたことにより効力が生じる（行政不42条1項）。

なお、法務局長の裁決に対しては、審査請求人は再審査の請求をすることはできないが、行政訴訟を提起することができる（行政事件訴訟法8条・9条）。

（きたづめ けんたろう）

[関連法令等]

[法] 142 (審査請求)・147 (行政不服審査法の適用除外)

[規] 109 (法務局長等の命令による登記の方法)

[準] 73 (審査請求についての裁決)・74

[行政不] 15 (審査請求書の記載事項)・21 (補正)・25 (審理の方式)・26 (証拠書類等の提出)・27 (参考人の陳述及び鑑定の要求)・28 (物件の提出要求)・29 (検証)・30 (審査請求人又は参加人の審尋)・31 (職員による審理手続)・33 (処分庁からの物件の提出及び閲覧)・34 (執行停止)・39 (審査請求の取下げ)・40 (裁決)・41 (裁決の方式)・42 (裁

決の効力発生)・43 (裁決の拘束力)・44 (証拠書類等の返還)

[行政事件訴訟法] 8 (処分の取消しの訴えと審査請求との関係)・9 (原告適格)

[参考文献]

笥康生 = 神崎満治郎 = 立花宣男編代『全訂詳解商業登記 上巻』333頁~348頁 (2012年第2刷、金融財政事情研究会)

神崎満治郎 = 鈴木龍介 = 土井万二『商業登記全書第1巻 商業登記総論・個人商人』232頁~235頁 (2007年、中央経済社)

登記研究編集室編『商業登記書式精義 (全訂第5版) 上巻』54頁 (2012年、テイハン)

# 全訂 詳解 商業登記

会社法制定を  
盛り込み15年  
ぶりの大改訂!!

編集代表  
笥 康生 弁護士 (元日本公証人連合会会長、元法務省民事局第四課長)  
神崎 満治郎 商業登記倶楽部代表理事 (元法務省民事局第四課補佐官)  
立花 宣男 司法書士 (元東京法務局法人登記部門首席登記官)  
A5判・上製箱入り・2,380頁 (上下組)・定価25,200円 (税込)

▼ 主要目次 ▲

## 第1編 総論

第1章 序説 / 第2章 登記の種類 / 第3章 登記事項 / 第4章 当事者 / 第5章 登記の効力 / 第6章 登記義務 / 第7章 登記請求権…ほか (14章)

## 第2編 株式会社の登記

第1章 株式会社の登記の通則 / 第2章 設立の登記 / 第3章 商号変更、目的変更、公告方法等の登記 / 第4章 本店・支店の登記…ほか (17章)

## 第3編 特例有限会社の登記

第1章 特例有限会社の新設 / 第2章 整備法による有限会社から特例有限会社への改正 / 第3章 特例有限会社の登記手続…ほか (8章)

## 第4編 持分会社の登記

第1章 合名会社の登記 / 第2章 合資会社の登記 / 第3章 合同会社の登記

## 第5編 外国会社の登記

## 第6編 商号、未成年者、後見人及び支配人の登記

第1章 商号の登記 / 第2章 未成年者の登記 / 第3章 後見人の登記 / 第4章 支配人の登記



一般社団法人 金融財政事情研究会 お申込先 → 株式会社 きんざい 〒160-8520 東京都新宿区南元町19  
電話(03)3358-2891(直) FAX(03)3358-0037